

## 大口町給与の口座振込制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、給与の口座振込制度の導入により、金銭取扱による危険防止及び給与支払事務の簡素合理化を目的とし、その必要な事項を定めるものとする。

(制度適用の職員の範囲)

第2条 給与の支払いを口座振込の方法により行うことのできる職員は、町長、副町長、教育長、大口町職員定数条例（平成8年大口町条例第1号）第1条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員のうち、大口町より給与の支給を受けているもので本人の意思により申出をし、給与の口座振込承諾書（別記様式。以下「承諾書」という。）を提出した職員とする。

2 大口町嘱託員及び地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員その他のこれらに準ずる職員についても前項の規定を適用する。

(口座振込の対象となる給与の種類)

第3条 口座振込により支払をする給与とは、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）第2条第1項に規定されている給与（宿日直手当及び退職手当を除く。）及び大口町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大口町条例第28号）第2条第1項に規定されている給与をいう。

2 口座振込額は、租税、共済組合掛金、その他の控除額を控除した後の支払額とする。

(預金種目及び振込口座の指定)

第4条 第2条第1項に規定する職員は、振込口座を1人2口座まで指定することができる。

2 指定する振込口座の名義は、給与を受領する職員の名義のものとする。

3 指定する振込口座の種類は、普通預金口座（総合口座を含む）又は当座預金口座とする。

第5条 指定口座の変更は、それぞれの変更の前月の25日までに承諾書により変更の申出をすることができる。ただし、住所変更、氏名変更及び指定口座の解約等により変更が必要となったときは、その都度本人の申出により次月の給与の支払いから変更を行うものとする。

(振込指定日)

第6条 振込事務にあたっての振込指定日は、大口町職員の給与の支給等に関する規則第2条第1項及び第23条に規定する給与の支給日とする。

(振込通知)

第7条 給与が口座に振込まれた場合、給与支給明細書でもって振込通知に替えるものとする。

(口座振込実施開始時期)

第8条 給与の口座振込制度は、昭和60年4月1日以降に支払う給与から実施するものとする。

附 則 (昭和60年1月29日 大口町告示第5号)

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年1月31日 大口町訓令第2号)

この訓令は、平成元年2月1日から施行する。

附 則 (平成12年8月31日 大口町告示第126号)

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日 大口町告示第14号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

